

研究ノート

クラリティ法とカナダ連邦制

——論争再び——

鈴木 健 司

同志社女子大学
学芸学部・国際教養学科
教授Recurring controversy on the Clarity Act and
Canadian federalism

Kenji Suzuki

Department of International Studies,
Faculty of Liberal Arts, Doshisha Women's College of Liberal Arts,
Professor

はじめに

ケベック州のカナダからの離脱を目指す動きが活発化した後、連邦最高裁判所による司法判断を受けて、連邦議会がケベック州との交渉条件を規定するクラリティ法（Clarity Act）を制定したのは、2000年のことであった¹⁾。当時の連邦政治において圧倒的優位を誇っていた自由党政権が導入したクラリティ法は、交渉成立のための条件を定める権限を連邦議会に与えることにより、州の自決権に基づいた独立を目指すケベック分離派の主張を封じ込め、カナダの連邦分裂の可能性を低減することに、ひとまず成功した。

カナダ国民はケベック問題に疲弊しており、ケベック州でも分離派が政権を失ったこともあって、この問題は国家の中心的課題としては小休止しているように思われた。しかし2011

年、クラリティ法を廃止して連邦離脱に関する交渉条件を新たに設定しようとする動きが起こり、同法の是非が再び論争の対象となった。制定から十余年の間に、連邦政治における政党勢力の構図は一変しており、ケベックとカナダ連邦の関係も新たな局面を迎えている。そのような経緯を踏まえ、クラリティ法とその代案をめぐる議論を再検討して、カナダの連邦制の現状を考察することが、本稿の目的である。

1. クラリティ法の制定とその評価

ケベックは、フランス語系住民が多数を占めるカナダで唯一の州であることから、連邦内で独自の地位が承認されることを求め続けてきた。しかし、その願いは実現しないままに、1982年にカナダはイギリスから憲法移管を行って新たな憲法体制を発足させ、ケベックはその受け入れを拒否したまま現在に至ってい

る。その後、ケベックを連邦に組み込むべく、同州の意向を汲む方向での憲法改正が試みられたが、相次いで不成立に終わった²⁾。その結果、優勢となった分離独立派が政権を奪取したケベック州では、1995年に連邦からの離脱について意向を問う州民投票が行われ、結果として否決はされたものの僅差であった。ケベック州の分離独立派が、目標の実現にこれほど近づいたのは、ケベック党 (Parti québécois、以下PQ) が結成された1968年以来、初めてのことであった。

ケベックの連邦離脱の可能性が現実的な危機として迫ったことから、カナダ政府は、ケベックがカナダから一方的に離脱することの合憲性、及びケベックがカナダから一方的に離脱することを認める自決権の国際法上の存否について、連邦最高裁判所に勧告意見を求めた。その回答によれば、ケベックはカナダからの離脱を一方的に達成することはカナダ憲法上認められず、またそのような自決権は国際法上存在しない³⁾。「明確な」質問 (clear question) に基づく州民投票において、「明確な」多数 (clear majority) が州の連邦離脱に賛成していることが、連邦政府が当該の州政府と連邦離脱に関する交渉を行う義務が生じるための要件であるとされた。

このような見解に沿って、クラリティ法は、州民投票の質問の明確性、及び州民投票における賛成多数の明確性を、連邦議会の下院が審議することを定めた。交渉開始のための要件となる事実に関する認定が、連邦議会に委ねられることにより、ケベックが自らの戦略的意図に基づく住民投票によって連邦離脱への道筋を付けることは、法的に不可能になった。

過去を振り返れば、PQ政権は、1980年にはケベック政府が連邦離脱の交渉をカナダ政府と開始することの可否を、1995年にはケベックが主権国家となることの可否を、それぞれ州民投票で問うていた。仮にこれらをクラリティ法に照らして判断するならば、前者は、内容を明示しないまま交渉の可否を問う形になってい

る以上、連邦離脱の可否に関する明確な質問とは言えないであろう。後者は、PQの政策パンフレットによれば、凶らずも「主権——明確で緊密な計画」⁴⁾ という語句が見られるものの、「主権」 (sovereignty) という語の使用が、実は「カナダとの分断」との微妙なニュアンスの差異を意図した巧妙な選択であり、カナダとの経済的連合さえ想定している。したがって、連邦分裂の最大の危機であった1995年の州民投票の質問によってもなお、交渉開始のための条件を満たすことはできないことになる。

ケベック州政府が連邦政府との交渉を前提とせず、一方的な独立宣言を企図した場合、クラリティ法は無力であるとの見方は存在する⁵⁾。1995年の州民投票がそうであったように、確かにそのような可能性は否定できないが、連邦からの一方的な離脱は認められないという連邦最高裁判所の見解が明らかになっている点で、事情は以前とは異なっており、クラリティ法はその見解に沿って手続きを具体的に立法化したものであった。したがって、クラリティ法の成立はケベック問題に対する連邦政府の勝利として解釈することが可能であった。

また、クラリティ法によって連邦離脱の交渉への手続きは示されたとしても、州民の「多数」の意思が存在することが、具体的な数値としては何パーセントを基準とするのかは、連邦議会下院における将来の議論によらなければならない。その意味では基準自体が完全に明確になったとは言えないが、その判断が州ではなく連邦の側に全面的に委ねられたことによって、連邦分裂の危機は遠のいたと考えられた。

当時の首相ジャン・クレティエン (Jean Chrétien) は、かつて二言語主義の導入によってカナダ社会で英仏系が並び立つ基盤を作ったピエール・エリオット・トルドー (Pierre Elliott Trudeau)⁶⁾ の下で閣僚を務め、その影響を強く受けた政治家である。カナダの統一を守ることを至高の政治目標としてきたクレティエンにとって、クラリティ法は記念碑的な業績であったと言われる⁷⁾。採決にあたっては、与

党・自由党 (Liberal Party of Canada) のほか、新民主党 (New Democratic Party、以下 NDP)、改革党 (Reform Party) が賛成に回った。クラリティ法をケベックの権利の侵害と考える分離主義のブロック・ケベコワ (Bloc québécois、以下 BQ) は当然ながら反対に回り、進歩保守党 (Progressive Conservative Party) もこれに同調した。

クラリティ法制定から半年後の 2000 年 11 月に実施された連邦議会選挙では、自由党が圧倒的勝利を収めたが、ケベック州においても、自由党は 75 議席中 36 議席を獲得している。これは BQ の 38 議席と比べて遜色ないばかりか、一般投票における得票率 (自由党: 44.2%、BQ: 38.9%) では上回っていたほどであり、同州において 10 議席の上積み成功したのである。この事実は、少なからぬケベック州民が、クラリティ法の趣旨には賛同しなかったかもしれないが、ケベック問題解決への手続きを立法化した自由党の姿勢に対しては、とにかく一定の評価を与えたことを示すものである。

クラリティ法は、政治的には自由党と BQ の対立を際立たせ、他の政党を埋没させる結果を生んだ。クラリティ法を支持した NDP は、ケベックで議席を獲得することができなかった。反対した進歩保守党は、ケベックで 5 議席を獲得したものの、1990 年代前半に政権から転落して以来極度に弱まっていた党勢を立て直すには、依然として程遠い状態であった。このような結果は、2000 年代における新たな政治的展開の遠因となっていく。そしてクラリティ法で明文化された原則自体が、後に再度、議論の対象となるのである。

2. 2000 年代のカナダ連邦

2000 年代のカナダ政治では、自由党が長期にわたる政権の座から転落するとともに、その一極支配も終焉を迎えたことが特筆される。選挙ごとに政党勢力が目まぐるしく変動する中で、クラリティ法に関わる事象にもまた新たな

展開が見られることになった。

まだ自由党政権下にあった 2005 年 5 月 7 日、新民主党 (NDP) はケベック州南部の小都市 シェルブルックにおいて、カナダの連邦の在り方に関する党方針を定め、宣言を発表した。通称「シェルブルック宣言」(Sherbrooke Declaration) とされるこの文書は、党の社会民主主義的原則を確認したうえで、ケベックのネイションとしての性格や自決権を確認し、カナダの連邦制についてケベックの独自性をふまえた新たな形態を提言しようとするものである⁸⁾。全体として、ケベック州の従来からの政治的主張に込めようとする方向に舵を切ったもので、その概要を整理すれば、次のようになる。

1. カナダにおける社会民主主義的政府

NDP は政権を担当する意思を持ち、そのためにはケベックが鍵となる。ケベックをカナダ憲法の枠組みの中に入れることが重要である。

2. 連邦制と社会民主主義

NDP は、個人のみを社会の基盤とは考えない。社会民主主義と連邦制の新たな展望の共通点について再検討することが必要である。

3. ケベックの国民的性格の認識

NDP の 2004 年選挙綱領は、ケベックをネイション (nation) として認識している。また、その国民的性格が (1) フランス語系社会、(2) 固有の文化、(3) 固有の歴史、(4) 政治的、経済的、文化的、社会的制度に基づく認識している。NDP は、カナダをマルチナショナルな国家 (multinational country) として理解する。

4. 非対称的連邦制 (asymmetrical federalism)

NDP は、連邦国家カナダとケベックの国民的性格の現実を両立させるためには非対称的連邦制が最善の方法であると考えている。これは、特定の権限についてケベックが裁量の余地を持つ

ことを意味する。カナダは多様な社会であり、統一とは必ずしも均一であることと同じでない。

5. 敬意をもって協働する——協力的連邦制 (cooperative federalism)

連邦と州が共に働き、協力的連邦制を実現することが必要である。これは、連邦政府が独断的に州に働きかけるのではなく、連邦政府と州政府が交渉によって双方向的に決定を行うことを意味する。連邦政府による州に対する支出を増やし、連邦と州の財政的不均衡を改善する。

6. ケベックの自決権

NDP は、ケベックが自決権を有すると認識する。これは、ケベックが自らの将来を政治的、憲法的に自由に決定できることを意味する。ケベックがその政治的地位に関する州民投票を実施する場合は、50% プラス 1 票という過半数により決定できると認識する。

7. 未来

NDP は、社会民主主義的価値観から生み出される連邦制への展望を提示し、カナダとケベックの対話の促進のため尽力する。

シェルブルック宣言で注目されるのは、第 6 項で、ケベックの州民投票においては「50% プラス 1 票」(fifty percent plus one) を多数の意思とみなすという基準が明言されていることである。クラリティ法では数値的な基準自体は明確にされていなかったが、この宣言によって、NDP が連邦で政権を担った場合、多数の意思の存在を判断するための基準が単純多数決という最も低いところに設定されることが明確になったということである。

ただし、この時点で連邦議会における NDP の議席は全体で 301 議席中の 13 議席に過ぎず、アライアンス党 (Canadian Alliance) と BQ の後塵を拝して第三の野党という立場である。社会主義勢力である協同連邦党 (Co-operative

Commonwealth Federation) を前身として 1961 年に設立された NDP⁹⁾ は、1990 年代前半までは、自由党と進歩保守党による二大政党制の中で、第三党として独自の存在感を確保していた¹⁰⁾。NDP としては、まず野党として党勢を回復する必要性に迫られており、そのためには第 1 項にも記されているように、大票田のケベックでの支持獲得は重要課題であったと言える。

さて、自由党は醜聞を原因として支持率を落とし、2006 年 1 月の連邦議会選挙で 13 年ぶりに野党に転落し、新たな党首を立てて再出発を迫られることとなった。同年に実施された党首選挙に立候補したマイケル・イグナティエフ (Michael Ignatieff) は、モントリオールで約 200 人の自由党員たちを前に次のように述べた。「ケベックはネイションだ。単なるネイションではなく国内のネイション (civil nation) だ」¹¹⁾。イグナティエフはさらに、「ケベック人 (Quebecers) が自分たちを第一にケベック人、第二にカナダ人と考えられるところにカナダの強さがある」と述べて喝采を浴びたが、全てのネイションが国家を持つわけではなくケベック人にとっての国家はカナダであると念を押しした。この点で、イグナティエフの発言の趣旨は、NDP の宣言とは微妙に異なっている。しかし、NDP に続いて自由党からもネイションの語が発せられたことに勢いづき、BQ はケベックがネイションであることを連邦議会で決議させようと試みた。

自由党が形成していた巨大な一極体制を崩し、同年から政権の座に就いていたのは、保守勢力が結集して 2003 年に結党された保守党 (Conservative Party of Canada) である。しかし、スティーブ・ハーバー (Stephen Harper) 首相は、少数与党を率いて困難な政権運営を余儀なくされており、ケベックにおける支持を高めることは急務であった。こうした事情から、2006 年 11 月 22 日、ハーバーは連邦議会下院に動議を提出し、下院は「ケベコワは統一されたカナダの中でネイションを形成す

る」¹²⁾ことを決議した。

一連の動きによって見えてきたのは、ケベックをネイションとして認めつつ、それを含むマルチナショナルな連邦としてカナダを位置付けようとする潮流である。この点において、自由党や保守党の立場は従来と変わるものではなく、分離派のBQの立場とは性格が異なる。したがって、それらは直ちにケベック人の意向に沿うとは言い難く、NDPのみが、ケベック分離派の立場により近い主張を展開していった。

3. クラリティ法に代わる連邦離脱条件の模索

連邦内におけるケベックの位置付けは、このように政党戦略の結果として揺れ動いてきたが、クラリティ法はその後カナダ国民にどのように評価されてきたのか。2009年11月に調査機関Leger Marketing Pollが1,500人を対象にオンラインで実施した世論調査によれば、クラリティ法がカナダの統一のために有用であるとの回答は45%、有用でないとの回答は24.7%、無回答は29.5%であり、有用であるという回答の割合は、英語話者47.2%に対してフランス語話者39.6%であった¹³⁾。

このような世論を背景に、大衆的人気を誇るジャック・レイトン(Jack Layton)を党首に擁するNDPは、ケベックに寄り添う姿勢を前面に打ち出して同州での支持を固めていった。シェルブルック宣言によるケベック寄りのアピールは、2008年連邦議会選挙では、効果をもたらすには至らなかった¹⁴⁾。しかし2011年の選挙では、ケベック州での議席が1議席から59議席へと激増し、4議席へと落ち込んだBQに代わってケベック州民の期待を担うこととなった。カナダ全体では103議席を獲得する大躍進で、野党第一党へと躍り出た¹⁵⁾。レイトン党首が選挙の4か月後に急死し、厳しい党運営を迫られはしたが、NDPはその後もシェルブルック宣言の方針に則り、ケベックへのアピールを続けた。その中で「50%プラス1票」をケベックの多数意思の基準として認める

という方針は、中心的論点として注目度を増していった。

このような中、クラリティ法をめぐる議会の動きが活発化する。2013年3月6日には、BQがクラリティ法の廃止を求める動議を提出したが、与党の保守党をはじめ、NDPと自由党も全員が反対に回って、283対5の大差で否決された¹⁶⁾。

その一方で、NDPはユニティ法案(Unity Bill)と呼ばれる法案を提出した。ここでは、ケベック政府が提出する質問に基づく住民投票の結果によって、カナダ憲法の改正を伴うケベックの連邦離脱に関する交渉が開始されることが定められている。質問は憲法改正の内容を明示すべく「ケベックはカナダから離脱して主権国家になるべきか」のように、明確に設定されなければならない。質問内容が明確でないとカナダ政府が判断する場合は、判断はケベック控訴裁判所に委ねられる。明確な質問によって尋ねられた憲法改正提案に対して、過半数の賛成票が得られた場合は、カナダ政府はケベック政府と交渉に入ることが義務付けられる。ユニティ法案の趣旨は以上のようなものである。

シェルブルック宣言で述べられた、50%プラス1票の過半数の賛成によって憲法改正の交渉に入るとは、果たして妥当なのか。ケベックの州民投票における有効な多数とはどの程度であるかを考えるにあたっては、1949年に、ニューファンドランド(現在の名称はニューファンドランド・ラブラドール)が10番目の州としてカナダに加入した際に、住民投票の52.34%の賛成によって決定した事実が、しばしば引き合いに出される¹⁷⁾。連邦加入の条件に必要な多数意思と、連邦離脱に必要な多数意思は、同程度と考えるべきではないのか、との考えも成り立つであろう。一方、自由党のクレティエン政権で政府関係担当相としてクラリティ法を成立に導いたステファン・ディオ(Stéphan Dion)は、連邦最高裁判所の勧告意見で「明確な多数」という語が13回も用いられている事実を取り上げて、50%プラス

1票が最高裁の求める「明確な多数」には相当しないと主張する¹⁸⁾。

50%プラス1票が「明確な多数」として認められるとすれば、「明確でない多数」などありえない。したがって「明確な多数」を構成するには、やはり単なる過半数以上のものが求められるのではないか。連邦の構成の変更は憲法改正を伴う重要な変更であり、NDPが自党の憲章の改正にさえ3分の2を要することを定めているにもかかわらず、カナダ憲法の改正に50%プラス1票で足りると主張するのは矛盾していないか。また、明確さに疑義が存在する場合にはケベック控訴裁判所に送られることになるが、そもそも連邦最高裁判所は、明確さの判定を司法ではなく政治の場に委ねたのではなかったか。

ユニティ法案は、このような様々な批判を受け、採決には至らなかったものの、ケベックの連邦離脱をめぐる条件について新たな議論を提供した。ハーパー首相は、保守党結成以前、まだ改革党(Reform Party)の一員であった1996年に、「ケベック緊急事態法案」(Quebec Contingency Act, Bill C-341)を議員立法として提出したが、採決に至らず不成立となっている¹⁹⁾。その後ハーパーは、自由党がクラリティ法案を提出した際には賛成の立場を取った。そして今回、首相としては、敢えて議論に加わらず、BQ、NDP、自由党という野党3党に批判合戦を繰り広げさせる戦略を選んだのである。

おわりに

連邦が一部の構成員により一方的に分裂させられることを防ぐ目的で制定されたクラリティ法を撤廃し、ケベック州の意向を通りやすくしようとする試みが、連邦主義の側に立つ政党から提示される現状からは、次のような事情がうかがえる。

近年の現象の表層に見られるのは、連邦の統合に関わる問題が、政党による支持率向上のための戦略として争点化されるようになってきて

いるという事実である。ケベックとカナダの関係に関わる事項は、従来はそれ自体が課題であり、ケベック州とその他のカナダ(Rest of Canada)という図式で理解されることが常であった。それゆえに、ケベック州にのみ選出議員を擁するBQが連邦レベルでケベックの利益を目指す特異な政党として登場したことは、連邦政治に衝撃を与えたのである。しかし近年では、ケベックとカナダの関係をめぐり、各政党がそれぞれの戦略に基づいた主張を繰り広げているところに、時代の変化が見て取れる。

その背景には、連邦制に対する認識にパラダイム・シフトが起こりつつある、ということがあるだろう。多元社会であるカナダでは、異なる個性を持つ主体をいかに対等に処遇するかということが、20世紀後半、国家の基本的課題としてとらえられてきた。言語・文化政策については、二言語主義や多文化主義が、そのような背景の下で実現してきた。議会制度については、上院で古い地域を偏重して多くの議席を与えられている配分について、西部諸州からは正が訴えられて久しい²⁰⁾。いずれも、国家を構成する民族や州などの主体を対等な存在として公正に扱うことを是とする問題意識に基づいている。連邦制の在り方に関しても、それは同様である²¹⁾。

連邦を構成する10州は、憲法上対等な地位を有することが前提と考えられ、他とは異なる地位を求めるケベック州の要求が叶えられることはなかった²²⁾。ケベックを「独特の社会」として認める条項が国民的争点となった過去の憲法改正論議に象徴的に見られるように、特定の主体を特別扱いすることは想定の外であった。しかし近年では、ケベックがネイションとして認められ、非対称的連邦制が一つの選択肢として積極的に語られるようになり、事情は変わってきている。マルチナショナリズムの概念が広く認知されるようになり²³⁾、それによれば、カナダは複数のネイションからなる国家であり、その一つであるケベックのネイションもまた単一民族から成ってはいない。このような

新たな認識に基づいて新たな連邦制の形が模索されており、2014年9月にスコットランドがイギリスからの分離独立の賛否を問う住民投票を実施することも、カナダ国内におけるネイションと連邦の問題への関心を高める一因となっている。

連邦の在り方に関して従来とは異なる認識をもってケベックを連邦内に位置付けようとする動きは、少しずつ蓄積を重ねているように見える。2013年のケベック州選挙では分離派のPQが10年ぶりに政権を奪回したが、州内で連邦離脱への支持が高いというわけではない。クラリティ法は、紛争解決手段という本来の目的に加えて、ネイションと連邦の問題に関する議論の軸として新たな存在意義を持つに至ったと言えるであろう。

注

- 1) その概要については、下記を参照。鈴木健司「クラリティ法とその背景」『同志社女子大学総合文化研究所紀要』第24巻(2004)137-142。
- 2) 1987年のミーチレイク合意(Meech Lake Accord)、1992年のシャーロットタウン合意(Charlottetown Accord)を指している。いずれも連邦政府と州との間での合意は成立したものの、批准のための条件を満たすことができなかった。
- 3) *Reference re Secession of Quebec*, [1998] 2 S.C.R. 217.
- 4) 英語版によれば、“Sovereignty: A Clear and Coherent Plan”. The National Executive Council of the Parti Québécois, Robert Chodos, trans., *Quebec in a New World: The PQ's Plan for Sovereignty* (Toronto: James Lorimer, 1994) 41-60.
- 5) William Johnston, *Stephen Harper and the Future of Canada* (Toronto: McClelland & Stewart, 2005) 278.
- 6) フランス系カナダと連邦の関係に関するトルドーの思想については、次を参照。Pierre Elliott Trudeau, *Federalism and the French Canadians* (Toronto: Macmillan of Canada,

1968).

- 7) Lawrence Martin, *Iron Man: The Defiant Reign of Jean Chrétien, Volume 2* (Toronto: Viking Canada, 2003) 252.
- 8) フランス語版は、General Council of the NDP Québec Section, *La voix du Québec: la voie d'un Canada différent: Fédéralisme, social-démocratie et la question québécoise* (2005). 以下、本稿の記述にあたっては、英語版 *Québec's Voice and a Choice for a Different Canada: Federalism, Social-Democracy and the Québec Question* を参照した。
- 9) 次の文献では、協同連邦党(CCF)の設立から1990年代前半の新民主党(NDP)に至る60年間の歴史を視覚的にたどることができる。Cameron Smith, *Love and Solidarity: A Pictorial History of the NDP* (Toronto: McClelland & Stewart, 1992).
- 10) 時に、安定した2と2分の1政党制(two-and-a-half party system)などとも称されていた。Hugh G. Thorburn, “The Development of Political Parties in Canada,” in Hugh G. Thorburn, ed., *Party Politics in Canada, 5th Edition* (Scarborough, ON: Prentice-Hall, 1985) 2.
- 11) *The Gazette*, June 28, 2006.
- 12) 動議はフランス語により提出されたが、英語では次のように表現される。“Québécois form a nation within a united Canada.” 英語のQuebecersではなく、民族集団を想起させるフランス語のQuébécoisが用いられている。
- 13) *Toronto Sun*, December 11, 2009.
- 14) 2008年選挙におけるNDPの選挙戦の分析については、次を参照。Lynda Erickson and David Laycock, “Modernization, Incremental Progress, and the Challenge of Relevance: The NDP's 2008 Campaign,” in Jon H. Pammett, ed., *The Canadian Federal Election of 2008* (Toronto: Dundurn Press, 2009) 98-135.
- 15) 2011年の選挙戦でNDPは、英語のメディアではレイトン党首のリーダーシップに最も多くの時間を割いて訴え、フランス語のメディアではオタワの連邦政府の機能不全を争点として、新たな形の連邦制の構築を強く主張した。詳しくは、David McGrane, “Political Marketing

- and the NDP's Historic Breakthrough," in Jon H. Pammett, ed., *The Canadian Federal Election of 2011* (Toronto: Dundurn Press, 2011) 77-109.
- 16) *Canadian Press*, March 6, 2013.
- 17) 例として、Reed Scowen, *Time to Say Goodbye: The Case for Getting Quebec Out of Canada* (Toronto: McClelland & Stewart, 1999) 143.
- 18) Aaron Wherry, "To be 'open to Quebec' is to insist on a clear majority for secession," *Macleans*, May 31, 2011.
- 19) 当時の事情、およびクラリティ法との相違などについては、William Johnston, *Stephen Harper and the Future of Canada*. 273-278.
- 20) 詳しい解説として、C.E.S. Franks, *The Parliament of Canada* (Toronto: University of Toronto Press, 1987) 186-201.
- 21) 次の文献は、1980年代までのカナダ連邦制に関する基本的な研究書である。Donald V. Smiley, *The Federal Condition in Canada* (Toronto: McGraw-Hill, 1987). カナダ連邦制の現状分析としては、次の文献が詳しい。Alain-G. Gagnon, *Contemporary Canadian Federalism: Foundations, Traditions, Institutions* (Toronto: University of Toronto Press, 2009). 次の文献では、歴史の中に見られるカナダ連邦制の諸相が、憲法との関わりから示される。David E. Smith, *Federalism and the Constitution of Canada* (Toronto: University of Toronto Press, 2010).
- 22) ケベック州は、憲法移管にあたっては、憲法改正における拒否権等を要求したが実現しなかった。その後の一連の憲法改正論議では、ミーチレイク合意とシャーロットタウン合意で、ケベックを「独特な社会」(distinct society)であることを明示的に盛り込むことに成功したが、批准まで到達しなかった。
- 23) 次を参照。アラン＝G・ガニオン、ラファエル・イアコヴィーノ著、丹羽卓他訳『マルチナショナリズム——ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ』(彩流社、2012)